

古事記の表現と成立

——音仮名表記をめぐる——

山 口 佳 紀

はじめに

古事記は、その成立事情を物語る資料が序文以外に殆どなく、ために数々の臆測を生んでいることは、よく知られている通りである。結局、古事記の成立事情に関する最大の手掛りは、序文を除けば、その本文自体の中に求める以外にないというのが実情である。

ところで、古事記は、変体漢文という文章様式で書かれている。変体漢文とは、基本的には漢文の措辞によりながら、しかし飽くまでも日本語で訓まれることを期待して書かれる文章様式である。この文章様式は、日本語を漢字の訓によって表記することを原則とするものであり、古事記もまた訓字主体の表記方式によって記されている。

ただし、そこで問題になるのが、時に混じえられる音仮

名表記の存在であって、この音仮名表記の部分は、文字化される以前の口誦伝承との関係、あるいは古事記に先行する文字資料との関係など、成立面から特に問題とされることの多いものである。しかし、この部分を古事記の成立という問題といきなり結びつける前に、まず検討しなければならぬのは、訓字主体である古事記の文章中に現れる音仮名表記とは、いかなる性格を有するものであるかという点である。

以上のような考えから、筆者は、ここで古事記の音仮名表記がどのような性格をもつものであるかを問い、それと古事記の成立という問題がいかに関わるかについて検討を加えることにしたい。

なお、本文は原則として西宮一民『古事記・新訂版』（桜楓社）により、適宜通行の字体に改めた所がある。また、

〔括弧内に真福寺本の行数を示すことにする。〕

さて、古事記における音仮名表記の意味を考へる前に、その原資料がいかなる表記方式を取っていたかという点を少し考へておきたい。

古事記の撰録に当たって、何らかの文字資料が利用されたであろうということは、しばしば言われることである。序文に、「亦、於_レ姓日下謂_ニ致沙訶_一、於_レ名帶字謂_ニ多羅斯_一、如_レ此之類、隨_レ本不_レ改」とあることから、「本」になつた文字資料が存在したことは、まず間違いない所であらう。そして、その原資料の成立を天武朝あたりに置くのが通説と言つてよい。

そこで、まず、そのように想定される原資料の文体について、特に固有名詞以外の一般語に対する音仮名表記の問題を中心として、考察を加えてみたい。

既に、拙稿「日本語の文体―日本語文体史に関する五條―」(『^譯日本語と日本語教育5」所収)でも述べたように、変体漢文の出現は、大化以降のことと考えられる。推古朝遺文と称せられるものの中には、変体漢文の例と考えられているものがあるが、変体漢文と見る必要のないものか、もつと後世の成立に属するものか、いずれかであつて、確

実な例は見出だすことが出来ない。

たとへば、法興六年(五九六)成立の伊予道後温湯碑(釈日本紀所載)には、次のような部分がある。

惟夫日月照_ニ於上_一而不_レ私。神井出_ニ於下_一無_レ不_レ給。万機所以妙応。百姓所以潜扇。若乃照給無_ニ偏私_一。

右の「照給」の「給」を尊敬の補助動詞と見る説もあるが、西宮一民『日本上代の文章と表記』(三〇頁)の言うように、この「照給」は、先行する「照」「給」と対応しており、実詞と見るべきものである。

また、法興三十一年(六二三)成立の法隆寺金堂釈迦仏造像銘には、次のような個所がある。

出_レ生入_レ死、隨_ニ奉_ニ三主_一、紹_ニ隆_ニ三宝_一、遂共_ニ彼岸_一、右の「奉」を謙讓の補助動詞と見る説があるが、これまた西宮(同上書三五頁)の指摘するように、この「奉」は「仕える」の意と見るべきものである。

一方、法隆寺弥勒菩薩造像銘には、次のように、謙讓の補助動詞マラスの表記と見られる「奏」があり、変体漢文の特徴を示す。

歳次丙寅年、正月生十八日記、高屋大夫為_ニ三分韓婦夫人名阿麻古_一願、南无頂礼、作奏也。

しかし、この「丙寅年」については、推古十四年(六〇六)と見る説と、天智五年(六六六)と見る説とがある。

ただし、我が国における弥勒信仰の興隆は大化以後であり、しかも天智朝に集中して見られる所から、後説が穩当のようである（参照、『日本金石図録』解説）。

また、法隆寺金堂薬師仏光背銘は、以下に示すように、変体漢文の諸特徴を示しており、推古朝に書かれた変体漢文の代表的な作例として扱われて来た。末尾には「丁卯年」と記されており、それが推古十五年（六〇七）を示すことから、その年の成立と見た訳である。

池辺大官治_三天下_二天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召_二於大王天皇与太子_一而、誓願賜、我大御病太平欲_レ坐故、將_二造_レ寺薬師像作仕奉_一詔。（下略）

しかし、右の文に「天皇」の文字の見られるのが特に問題で、「天皇」号の使用には、中国からの影響が考えられ、中国では唐の上元元年（六七四）に初めて「皇帝」を「天皇」と称したことから、その年以後に書かれたものと見るのが妥当である。なお、薬師像そのものも、鑄造技法に関する最近の調査では、同じ法隆寺金堂の釈迦三尊像（推古三十一年〈六二三〉成立）より新しいものであるというから、推古十五年（六〇七）の成立ではあり得ない訳である（参照、集英社版『日本の歴史3』一三二頁、三三三頁）。

以上のように見て来ると、推古朝に既に変体漢文が成立していたとする従来の通説は、甚だ疑わしいものであるこ

とが分かる。変体漢文の確実な例は、次に示すように、いずれも大化以降のものである。

○山口大口費上而、次木閑二人作也。（法隆寺金堂二天造像銘〈広目天〉、白雉元年〈六五〇〉）

○辛亥年七月十日記。笠評君、名大古臣、辛丑日崩去。

辰時。故、兒在布奈太利古臣、又伯在建古臣二人乞願。（法隆寺旧藏觀音菩薩造像銘、白雉二年〈六五一〉）

○辛巳歲、焦月三日記。佐野三家定賜健守命孫黑壳刀自、

此新川臣兒斯多、弥足尼孫大兒臣娶生兒、長利僧、母為記_二定文_一也。放光寺僧。（山ノ上碑文、天武十年〈六一〉）

○「表」椽直□之。我□往稻者、馬不_レ得故、我者反来之。故、是汝卜部〔裏〕自舟人率而可_レ行也。其稻在処者、衣知評平留五十戸且波博士家。（森ノ内遺跡出土木簡、天武朝中期）

二

それでは、変体漢文において、訓字の中に一般語の音仮名表記を混じえるようになったのは、いつの事であろうか。

固有名詞を音仮名表記することは、隅田八幡神社蔵人物画像鏡銘（四四三年または五〇三年）や稻荷山古墳出土鉄刀銘（四七一年）のような、古墳時代の漢文に既に例が見

られるから、古い伝統を有するものであることが知られる。一方、一般語を音仮名表記ようになったのはいつか、必ずしも明らかでない。従来、その種のものとして最も古い例とされるのは、次の資料である。

父汗斯王崩〔去〕而後、王母布利比弥命、言曰、我独持_三抱王〔子〕_一、〔在〕_下親_二族部_一之_二国_上、唯我独難_三養_二育比_一。施_三奉_二之_一云。余、将_下、去_三於_在祖_三三国_一命坐多加牟久村_一也。(上宮記逸文、釈日本紀所引、本文は前田本により、〔 〕内は刊本等によつて補う)

上宮記は、聖徳太子(五七四?—六二二)の歿後間もない頃の成立とされているが、右のような変体漢文が推古朝に成立していたとは考えにくい。また、そのこととは別に、右の「比陀斯」の文字が当初から存したかどうかという問題がある。すなわち、「養育比陀斯」の本文をそのまま認めるとすれば、ヤシナヒヒダシと訓むことになろう。しかし、ヤシナフとヒダスとは、ほぼ同義の語であるから、このような文体の文章に、ヒダスの語をわざわざ仮名書きに入れて入れる必然性は、考えにくい。既に言われているように、「比陀斯」は本来「養育」に加えられた傍訓であつて、それが後に本文に紛れ込んだものと見るべきであらう。

さて、範囲を韻文にまで広げると、訓字に音仮名を混用した古い事例として、万葉集所引柿本人麻呂歌集の表記が

浮かび上がつて来る。人麻呂歌集の表記は、稻岡耕二『万葉表記論』によつて、人麻呂による歌の表記をそのまま残したものであり、かつ歌を文字化するという行為の最も古い段階を伝えるものとされる。中でも、略体歌は、非略体歌に先立ち、天武九年(六八〇)以前に成立したものと考えられるが、その中には、次のように、一般語の音仮名表記が含まれている。

○伊田何 極太甚 利心 及失念 恋故(一一・二四〇)

○言出 云忌々 山川之 当都心 塞耐在(一一・二四三)

ただし、これらは歌という特殊な表現様式において行われた表記の事例であることに注意する必要がある。韻文においては、単に意味の把握だけでなく、語形の精確な伝達がとりわけ必要とされるから、散文の場合とは同日に論じられない。

天武朝の散文において、一般語の音仮名表記が行われていたとは考えにくい。もし当時そうした表記が行われていたとしたら、人麻呂による歌の文字化という作業も、もっと容易なものになっていただであらうし、何よりも、語形の精密な表記が韻文より散文において先に発達するということは、極めてありにくいことと言わねばならない。

次に、注意すべき資料として、藤原宮木簡がある。それらの木簡には、次のように、物品名の音仮名表記された例が少なくない。

○ 出雲国島根郡副良里伊加。大贄廿斤（木簡番号一五六）

○ 丹（紙片）国加佐郡白葉里大贄久。已利魚腊一斗五升和銅二年四月（同四五）

○ 且波国竹野評鳥取里大贄布奈（同五四六）

これらは、荷札などに見られる物品名であって、こういう場合は、取り扱われる物品が何であるかを正確に了解することが何より必要である。そのために、固定した訓字表記のない物品名に対しては、音仮名表記が採用されたものと思われる。飛鳥京跡木簡にも、「須弥酒」の例がある。

ところで、固有名詞および物品名以外の一般語が音仮名表記されることは、藤原宮木簡には余り例がない。もっとも、一般語と言っても、附属語の類を音仮名表記した例は、時々見られる。

○ 「表」 □□止詔大□□平諸聞食止。□□「裏」 □□御命受止。食内之内憂。□□（藤原宮木簡、七世紀末、小谷博泰）

「木簡と宣命の国語学的研究」三頁による）

○ 「表」 卿等前恐々謹解。□□□□「裏」 卿尔受給請欲止。申（藤原宮木簡、木簡番号八）

右のうち、第一例は宣命の一部であるが、第二例は解と

いう形式の上申文書である。

このように、所謂宣命以外にも、宣命体表記が現れることについて、小谷博泰「木簡と宣命の国語学的研究」（一六六頁以下）は、上申文書あるいは下達文書なども、元来は口読されたことを示すものではないかと考えた。恐らく当たっているであろう。それらの宣命体表記を、使者が相手の前で口読するのを容易にするためのものと見るならば、宣命以外にも宣命体表記の現れる理由が、無理なく説明できる。

ただし、実用的な内容の文書では、語詞も大体限定されているから、自立語では訓字表記可能なものが殆どで、音仮名表記を必要とする場合は余りなかったと考えられる。

一方、宣命となると、単なる実用の域を越え、一種の文学性を帯びるから、語詞の範囲も広がり、音仮名表記を要求する一般語が時々使われたものと思われる。たとえば、次の如くである。

天皇御子之阿礼坐。坐弥继继尔。（続日本紀宣命一詔、文武元年（六九七））

続日本紀・宣命には、こうした例が少なくない。なお、右に見える宣命小書体は、既に指摘された通り、もと宣命大書体であった可能性があるが、「阿礼」の音仮名表記は、原形からのものと考えてよい。

次の資料は、宣命の一部のように見えるが、音仮名表記の一般語が現れる。

〔表〕詔大命乎伊奈止申者〔裏〕頂請申使人和（安カ）□□（藤原宮木簡、小谷前掲書一六六頁による）

小谷（前掲書一六八頁）によれば、文末が「詔」でなく、「申」で終わっているのは、宣命としては不自然で、「大命」に対する返書とも考えられるという。いずれにせよ、宣命によく似た文体のものである。

以上によれば、一般語の音仮名表記は、古事記以前に例がないではないが、極めて限られた文体において行われたものと認めてよいと思う。

金岡孝は、「古事記の万葉仮名表記箇所（歌謡・固有名詞を除く）」について（松村明教授還暦記念「国語学と国語史」所収）において、古事記の文章を、和化漢文（変体漢文）の一つとして、法隆寺薬師仏光背銘（先掲）の同類として捉えるような従来の見方に異議を唱える。固有名詞を取り除いても万葉仮名表記の個所が残るのが、古事記の文章の特徴であり、上代においては、わずかに播磨風土記・出雲風土記等に見られるのみであって、その文章は、いわゆる和化漢文の範囲をこえていくというのである。

筆者は、金岡のように、古事記の文章を変体漢文の範囲をこえているとは思わなけれども、変体漢文の流れの中

でも、極めて特色ある文体をなすものであることは、認めべきであると考える。

ところで、播磨・出雲の両風土記の成立は、古事記のそれに遅れる。そうした表記史の趨勢を考える時、古事記の撰録者の見た原資料が、既に古事記のような文体で書かれていたという蓋然性は、極めて低いと言つてよいと思う。

従つて、古事記における一般語の音仮名表記は、原資料の踏襲の結果というのではないであらう。むしろ、それは、古事記撰録者による独自の産と捉えられるべきである。原資料なるものが現実に残っていない以上、飽くまでも蓋然性の問題でしかないが、表記史的展望の中で見る時、右のように考えるのが最も自然なことである。

三

以上、古事記における一般語の音仮名表記を、表記史的脈絡において見ようとした訳であるが、それでは、その一般語の音仮名表記は、古事記の文章自体の中では、いかなる位置を与えられているであろうか。

古事記に現れる音仮名表記の性格については、既に拙稿「古事記の表現と訓読」（国文学〈学燈社〉36巻8号、一九九一・七）において触れる所があったが、そこにも述べたように、古事記の音仮名表記箇所は、訓字表記の困難な語

を書き表そうとする場合か、訓字表記が容易であつても、音仮名表記することに何らか積極的な意義のある場合に、ほぼ限られるであろうという見通しを立てることが出来る。右に挙げた二つの場合というのは、かつて川端善明が、「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探究・文字』所収)において、「表語的に文字化できない、だからしてはいけないことば」と、「表語的に文字化できる、けれどしてはいけないことば」という言い方で指摘したものと、恐らく同じである。ただ、川端論文では、どの個所がどのような意味でそれに該当するのか、具体的な記述がなされていないから、古事記の文章に即してそれらを検討するのが、今後の課題となる。

さて、古事記の音仮名表記が決して恣意的なものでないと考えられるとすれば、一々について、それがどのような理由によつて音仮名表記されたのかを明らかにする必要がある。それらの一端は、前掲の拙稿、および「古事記における音仮名表記の意味」(『小林芳規博士退官記念・国語学論集』(未刊))において既に問題にしたのであるが、ここでは、それらで言及しなかった二、三の例を取り上げ、具体的に考えてみることにする。

まず、次の「能美」について検討してみたい。

⑦其大県主懼畏稽首。「奴有者、随_レ奴_レ覚而、過作甚

畏。故、献_二能美_一之御幣物」。以能美二字。(下270)

ここで問題になるのは、右の文にある「稽首」の文字が一般にノムと訓まれていることである。次の文にも「稽首」が現れ、やはりノムと訓まれている。

⑧如此令_二憶苦_一之時、稽首白、「僕者自_レ今以後、為_二汝命之晝夜守護人_一而仕奉」。(上272)

右の「稽首」をノムと訓むことについて、よく引かれるのは、次の資料である。

○知_レ不得_レ免、叩頭曰、我君。(中略)又号_二叩頭之処_一、曰_二我君_一。叩頭。此云通稱。(日本書紀、崇神十年)

○於茲、大白等三人、但叩頭。陳_二己罪過_一、共乞_二更生_一、因曰_二能美郷_一。(肥前風土記・藤津郡)

これらによれば、「叩頭」はノムと訓まれ、「叩頭」と「稽首」とは殆ど同義であるから、「稽首」をノムと訓むことに特に無理があるとは言えない。

しかし、古事記において、もしノムという語が「稽首」と表記されているとすれば、⑦の「能美」もまた「稽首」と表記されるはずではないかという疑問を禁じ得ない。

実は、「稽首」は、ノム以外に、ヌカツクとも訓める文字である。それは、次のような資料から言い得ることである。

叩頭虫和名沼加豆木無之(和名抄・道円本)

叩頭ヌカツク頓首同(色葉字類抄・前田本)

それでは、ノムとヌカツクとは、どこが違うか。ヌカツクは、ヌカ(額)十ツク(着)の語構成から分かるように、額を地面につける動作を表す。勿論、それは信仰や畏敬の念を表現する動作であるが、そうした心理そのものでなく、外形的行動を表すのが中心である。

それに対して、ノムは、万葉集の仮名書き以外の用例を徴するに、次のように表記されているのが注目される。

○不折日者無(一一・二六六〇)・神祇乎曾吾折(二三・

三二八四)・神祇ニ衣吾折(一三・三二八八)

○神祇乞禱(三・四四三)・不禱日者無(一一・二六六二)・

歎乞禱(一三・三二四一)

すなわち、日本書紀や肥前風土記では「叩頭」がノムと訓まれているが、万葉集ではノムが「祈」「禱」と表記されているのである。このことから見て、ノムという語は、単に地面に頭をつけるという外形的動作を表すだけでなく、いのりねがうという内面的心理をも表すものであり、むしろ後者にこそ重点があつたのではないかと思われる。

以上の点を念頭に置くならば、古事記において、ノミが「能美」と仮名表記された理由も推察が可能である。古事記の「稽首」は、恐らくヌカツクと訓むべき字で、文字面自体も外形的動作を表すものである。ノムは、内面的心理に重点があり、「稽首」の文字は必ずしも適当でない。むしろ

「祈」あるいは「禱」の方がふさわしいが、「祈」であればイノルと、「禱」であればイノルまたはホクと訓まれる可能性がある。古事記には、「祈」字が使われていないが、「禱」字は次のようにホクに当てられている。

天兒屋命、布刀詔戸言禱。白而、(上246)

献天御饗之時、禱。白而、(上513)

余、言禱。白之、「恐。随命易奉」。(中55)

「能美之御幣物」とは、祈願のしるしに奉呈する品物であり、そこでは外形的動作は問題にならない。従って、仮に「稽首」がノミと訓めたとしても、この場合、その用字はいかにも適切でない。ノミが「能美」と仮名表記された背後には、こうした事情が存在したものと見られる。

四

次に、コモルが仮名表記されている次の例を問題にしてみる。

⑦故於是、天照大御神見畏、開天石屋戸而、刺許母理。
此三字坐也。(上234)

コモルの仮名表記箇所は、右の一例のみであるが、他にコモルと訓めそうなものとして「隠」字の例がある。もっとも、日本思想大系本・桜楓社本(新訂版)は、古事記の「隠」字を全てカクル(カクス)を表すものと見ており、

コモルを表す「隠」はないことになる。

しかし、次の例はどうであらうか。

①内告者、「因_二吾隱_一坐_二而_一、以_レ為_二天原自闇_一、亦葦原中国皆闇矣_一、何由以、天宇受売者為_レ樂、亦八百万神諸咲。」(上28)

これは、⑦の「許母理」を受けており、同じ事実を指す「隠」であるから、コモルと訓むのが自然である。桜楓社本(新訂版・頭注四六頁)は、①の「隠」をカクルと訓んだ上で、次のように言う。

「籠(こも)る」は死をも意味するので「隠(かく)る」と言った。

この解釈には、二つの疑問がある。第一は、コモルに死を意味する場合があるように、カクルにも死を意味する場があるという点である。

第二は、コモルが死を意味する故に避けられたとするなら、⑦でコモルが使われているのはなぜかという点である。⑦は地の文、①は天照大御神自身の発言部という差があるが、コモルが死を意味するというのなら、その表現は地の文でこそ一層避けるべきではないか。

さらに、次の例はどうか。

⑦如此言故、蹈_二其処_一者、落隱_二入之間_一、火者焼過。(上333)
そもそも、コモルとカクルとの意味の差はどこにあるか。

『岩波古語辞典』は、「こもり」の項で以下のように記す。

殻_二のようにかこまれた所_一に入つて、外界との接触を断つている。類義語カクレは、物の陰に入つて、外から見えなくなる意。

⑦の「隠」は、火を避けるために地中の穴に入った例であるから、視界の外にあることに中心のあるカクルより、外界との接触を断つことに中心のあるコモルの方がふさわしい。

次のような例では、他者から見られないことに重点があるから、カクルと訓むのがよい。

天手力男神、隠_二立戸掖_一而、(上28)

即見_二幸行_一而、逃_二隱_一岡辺。(下331)

「隠」字は、万葉集でも、コモル・カクル(カクス)の両方に使われており、それぞれに例が多い。次は、その一部である。

たらつねの母が飼_二ふ蚕_一の眉_二隱_一、_二妹見むよしも_一も

(一一・二四九五)

名ぐはしき稻見の海の沖つ浪千重_二爾隱_一、_二奴大和島根は

(三三・三〇三)

古事記においても、「隠」はコモル・カクル(カクス)の両者に用いられていて、文脈によつて訓み分けることが期待されていると見るのが穏当である。

とすれば、⑦で何故「許母理」と仮名表記されているかが問題になるが、もしここに「隠」字が用いられたとすれば、コモルかカクルか、読者は判断しにくい所である。しかし、撰録者はここをコモルと訓ませる必要があった。

よく考ええると、この個所は、天照大御神が須佐之男命に見つかるのを避けようとしたのではない。なぜなら、須佐之男命は、直接天照大御神に危害を加えようとしている訳ではないからである。天照大御神は、須佐之男命の「勝佐備」による荒々しい所行の影響が自身に及ぶことから身を守ろうとしたのであり、これはカクルではなく、コモルでなくてはならない。「許母理」は、そうした配慮に基づく仮名表記であろう。

一方、④では、コモルが「隠」と表記されている。ここは、既に⑦によってコモルであることが保証されているから、安んじて「隠」字を用いることが出来たのである。

五

もう一つ、次の例を考えてみる。

初、天皇逢_レ難逃時、求_レ奪_二其御糧_一猪甘老人上。(中略)

故、能見_二志米岐其老所_一在。志米岐三故、其地謂志米須一

也。(下四)

右の「志米」について、本居宣長は、「古事記伝」(筑摩

版全集第十二卷三七〇頁)において、「志米は、しめゆふなど云しめと同言にて、処を求めて、此処と見定むる意なり」と言い、以後の諸注はこれに従っている。すなわち、この「志米」を動詞シム(占)の連用形と見る訳だが、シム(占)は「占有する」の意であって、ミシム(見占)が「見定める」の意になることは、まず考えられない。

この「志米」は、古典全書本も言うように、助動詞シム(令)の連用形であって、「見志米岐」は「見させた・探索させた」の意である。ただ、ここで問題になるのは、シム(令)は、古事記では一般に「令」字で表記されているという点である。たとえば、次の如くである。

亦、鳴鏑射_二入大野之中_一、令_レ採_二其矢_一。(上331)

遣_二常世国_一、令_レ求_二登岐士玖能迦玖能木実_一。(中347)

従って、「見志米岐」が、どうして「令見」と表記されなかったのかを考えなくてはならない。

「令見」の文字であれば、ミセキと訓むことも可能ならずである。しかし、ここは、どうしてもミシメキと訓ませる必要があった。なぜならば、これは「志米須」という地名の起源説話だからである。

この地名の真の語源は、分からない。一見、シメス(示)という語と関係がありそうだが、シメス(示)のメは甲類であるのに対して、「米」はメの乙類であるから、適合しな

い。思想大系本(頭注二九一頁)の言うように、「標洲」(「禁漁区」)の意かも知れない。

それは別として、古事記の撰録者は、「志米須」の地名をミシメキ(令見)という表現と結びつけて解釈する道を選んだのであり、それ故に、「見志米岐」と仮名表記を用いる必要が生じたのである。

以上の例で分かるように、古事記における音仮名表記は、訓字表記が困難である場合か、困難ではないが音仮名表記することに何らか積極的な意味がある場合に採用されている。そして、特に後者の場合、その文意・文脈を正しく理解させようという意図が強く働いているのである。

六

古事記の音仮名表記について考えて行くと、それが訓注の問題と重なっていることに気づく。訓注については、拙稿「古事記における訓注の性格」(万葉一三七号、一九九〇・一一)で、また音仮名表記と訓注との交錯については、「古事記における音仮名表記の意味」(前出)で、それぞれ扱ったが、本稿では、それらを成立との関係という視点から改めて取り上げてみたい。

音仮名表記と訓注とが交錯することを端的に示すのが、たとえば次のような例である。

⑦故余、白^二上於神産巢日御祖命^一者、答告、「此者実我子也。於子之中、自^二我手俣^一久岐斯子也。自久下三
字以音」(上418)

⑧次、集^二御刀之手上^一血、自^二手俣^一漏出、所^レ成神名、訓漏云
久後闇滲加美神。(上116)

⑧に見える訓注の意味については、小松英雄「国語史学基礎論」(増訂版二〇五頁)の卓説がある。小松によれば、血液が手のまたから「漏出」したということになると、それは普通の用法から言って、モルの領域である。ところが、ここでは、へひとりでにこばれおちた^二というよりも、血液が手のまたからへくぐりぬけた^二というつもりの、言わば擬人的表現なので、ここをモルでなくククと訓めというのが、この訓注の意味だというのである。極めて説得的な解釈である。

そこで、⑦の例を見るに、ここが仮名表記されたのも、⑧と似た理由に基づくものではないかと推測される。もし、これが次のように訓字表記されていたら、どうなるか。

於子之中、自^二我手俣^一漏子也。

右の「漏」は、モルともククとも訓めるが、モルであれば、意志なき物体のようにこばれおちた感じになり、ククであれば、少名毘古那神がみずからくぐりぬけたことになって、その積極性が表現されることになる。

右の例を見ると、古事記の音仮名表記には、訓字で書いて訓注を加えるのと、同等の意味をもつものがあることが分かる。このような場合には、両者は同一の目的のために採用された二つの方法と捉えることが可能である。

七

前節で見たように、音仮名表記と訓注とが共通の性格をもつとすれば、本文を書いた人間と訓注を加えた人間とは、同一人物である蓋然性が高いと言つてよい。

ところで、西條勉は、「古事記は、だれが書いたか―亀井理論との対話―」（上代文学65号、一九九〇・一一）において、本文の書き手と施注者とは異なるという独自の論を展開した。両者が同一人物であるという保証はないから、改めて問うてみてよい問題だが、少なくとも、仮名表記と訓注の問題に関する限り、西條の見方に簡単に従うことは出来ない。

まず、タツ―「立」の場合を取り上げてみる。

⑦ 於是、天忍穗耳命於天浮橋多志此字而詔之、（上443）

⑧ 故、二柱神立訓立云多志天浮橋而、指三下其沼矛以畫者、（上57）

⑨ に見える訓注の意味については、既に小松英雄（前掲書一九二頁）が明快に説明している。すなわち、ここに訓

注がなく、「二柱神立天浮橋而」という形であったとすると、「立」字が自動詞を表すか他動詞を表すかによって、「二柱ノ神、天ノ浮橋ニ立チテ」「二柱ノ神、天ノ浮橋ヲ立テテ」という二通りの解釈が成り立つことになる。そこで、「立」字に「多志」の訓注を加えることにより、自動詞の方で理解されるべきであることを明らかにしたものだといつのである。この解釈は、妥当なものと言つてよい。

ところで、西條は、⑨に関する小松の解釈を認めた上で、次のように論を展開した。すなわち、右に述べた二通りの理解の仕方を一つに絞るためには、訓注を加えるまでもなく、

二柱神立於天浮橋而

というように、本文に「於」の一字を導入すれば済むはずなのに、それをしなかったのは、本文の書き手と施注者とは異なり、施注者は本文に手を加える立場になかったからだといつのである。

しかし、西條の言うように、「於」の一字を入れれば、「二柱ノ神、天ノ浮橋ニ立チテ」という理解が、唯一のものとして保証されるのだろうか。右のように本文があったとすると、「二柱ノ神ヲ天ノ浮橋ニ立テテ」という別解の生ずる余地があることを見逃してはならない。

右の文の直前には、次の文が置かれている。

於是、天神諸命以、詔伊耶那岐命・伊耶那美命二柱
神一、「修理固成是多陀用弊流之国」、賜天沼矛一

而、言依賜也。

この文では、天神が主格に、岐・美二神が与格に立って
いる。従つて、その直後に、

故、二柱神立於天浮橋而、

とあれば、天神を主格とし、二神を対格とする理解が出て
来ても、少しもおかしくない。「於」字の挿入によって、全
てが解決するという文脈ではないのである。

なお、⑦が仮名表記された理由も、訓注を加えた①と同
じような所に求めることが出来る。すなわち、⑦が、
於是、天忍穗耳命於天浮橋立而詔之、

のように表記されていたとすれば、この文の直前は、

天照大御神之命以、「豊葦原之千秋長五百秋之水穗国
者、(中略)天忍穗耳命之所知国」言因賜而、天降
也。

という文であるから、「(天照大御神ガ)天忍穗耳命ヲ天ノ
浮橋ニ立テテ」という解釈が生じて、やはり不思議でな
いのである。「多志」という仮名表記は、そうした解釈の
可能性を封ずるためのものと見ることが出来る。

八

次に、ホト―「陰上」を取り上げるが、この場合も、前
節で述べたのと似たような事情が考えられる。

⑦因生此子、美蕃登^{此三字}見^{以音}疾而、病臥在。(上11)

①為神懸而、掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也。(上24)

⑦化丹塗矢、自其為大便之溝流下、突其美人之富
登。(中12)

②天皇御年、肆拾玖歳。御陵在畝火山之美富登也。(中

81)

④天服織女見驚而、於梭衝陰上^{訓陰上}死。^{云富登}(上23)

⑦①②では、ホトが音仮名で表記されているが、これら
と、「陰」と訓字表記された次のような例を比べると、その
差は明瞭である。

②余、伊耶那美命(中略)於胸者火雷居、於腹者黒雷居
於陰者析雷居、(上12)

⑤乃殺其大宜津比売神。故、所殺神於身生物者、於頭
生^レ蚤、(中略)於陰生^レ麦、於尻生^レ大豆。(上23)

②⑤の例においては、「陰」の前後に「腹」「頭」等の身
体部位名が列挙されており、訓みが明白である。その点、

⑦①②の諸例では、そうした文脈的な支えが弱いから、「陰」
と訓字表記されたならば、その訓みは必ずしも自明でない

のである。このことは、既に瀬間正之「古事記表記の側面——同語異種表記を中心に——」（古事記年報28、一九八六・一）に指摘されている。

さて、㊦では、本文に「陰上」とあり、それを「富登」と訓むべきことを示す訓注が施されている。一般に陰部を表す文字は、「陰」であつて、「陰上」ではない。「陰上」は、決して慣用表記というようなものではない。

ここは、天服織女が梭で「陰上」を衝いたという場面であり、天服織女は、その時衣服を着ていたはずであるから、着衣の上から陰部のあたりを衝いたのである。即ち、陰部そのものでないという意味で、「陰上」と「上」の文字が添えられていると解される。なお、単に「陰」とあるものや、仮名表記のホトは、いずれも陰部自体を直接指すものである。㊧は地形を指す特別な例であるが、それにしても、その場所を直接指す点では変わりがない。

ただし、「陰上」が右のような意味であれば、それは、ホトでなく、ホトノウヘと訓まれてもよかつたのではないかという疑問が生じよう。しかし、ホトノウヘという言い方は、着衣の上から陰部のあたりを指す場合以外に、陰部より上方、すなわち下腹部を指す場合が考えられる。そこで、そうした誤解を防ぐため、「陰上」を一まとめにしてホトと訓ませることを考えたものと思われる。

ところで、西條（前掲論文）は、「陰上」の「上」を余分な文字と見なし、紛らわしく書いて注をつける手間をかけるくらいならば、音仮名表記するか、せめて「於梭衝陰而死」として、「上」字を除くくらいの用意がほしいものだと考えた。それをしなかつたのは、本文が既にそのように書かれていて、施注者はそれに一つも手を加えないで、ただ注のみを添付していったと見るのが、最も実情に即した推定であると述べている。

しかし、「陰上」の「上」を不要の文字と見る前提そのものに問題がある。同じく「陰上」の文字は、

㊦此沼之辺、一賤女晝寝。於是、日耀如虹、指其陰上。（中略）

にも出て来るが、この場合も、着衣の上から陰部のあたりを日光が照射したのである。

小松は、㊦の「陰上」について、二字でその意味をこまかく表していると述べたが、どうこまかく表しているかを説明していない。そのため、西條は、この「上」を不要なものとして片付けている。しかし、前述したように、問題の「上」は、決して余分の文字ではないのである。

このように検討して来ると、本文の音仮名表記と訓注とは、同質の態度が流れているのであり、両者の書き手は同一人物と見る方が、無理がないように思われる。

なお、ここで述べておきたいことは、古事記の本文や注に対する疑問を成立論に持ち込んで解消することの危うさである。確かに、古事記における本文や注の様態には、我々の眼から見て、一見不可解と思われる点が少なくない。しかし、その不可解さは、単に我々が古事記をよく読んでいないことに基づく場合が少なくないのではないか。成立論的解決を求める前に、我々はもつと古事記自体の読解を進めるべきであると考ええる。

おわりに

以上、古事記の音仮名表記について、二つの観点から考えてみた。

第一に、表記史的に見た時、古事記の基づいた原資料には、一般語の音仮名表記が殆ど含まれていなかったと推測される。古事記の撰録者は、その意味で、極めて特色ある文体の形成を試みたものと考えられる。

第二に、古事記の音仮名表記は、文意・文脈の正しい理解を導くために行われるという面が指摘でき、そこには訓注の性格と共通するものが存在する。従来、古事記の音仮名表記は、伝承のことはを伝えるものとして捉えられることが多いが、そうした見方では、音仮名表記全体を説明することは出来ない。この点は、今後さらに検討を要する課

題である。

なお、残された問題も少なくない。それらについては、別稿を期することにする。